広報こしがや

（定価一部　二円）
編集と発行
埼玉県
越谷市役所
電話 越谷 42・517・519番

臨時特集号

本号は
市県民税の申告制度
や国保のはなしなど
特集しました。

37年度市県民税の申告のあらまし

すべて申告制になる

市民税 県民税 の申告は3月20日まで

ことしは税法が改正されましたので三十七年度からの市民税、県民税はすべての方が申告しなければならなくなりました。これまでと違って市民税と県民税は一枚の申告書で前年の所得など必要なことがらを記入して申告していただくわけです。

所得税の確定申告事業税の申告市県民税の申告など、三種類の申告が同じ時期になっておりますからお間違いのないようにして下さい。

申告は三月二十日までに

近く皆さんのお手もとに「三十七年度市民税、県民税」の申告用紙が配られますから、所得を記入のうえ来たる三月二十日までに申告して下さい。この市、県民税は前年の所得に課税されますので、三十六年一月から十二月までの一カ年間の所得を申告していただくことになっております。

なお所得税の申告は三月十五日まで、事業税の申告は三月二十日までです。

申告をしなかったり記入もれがあったときは

申告をしなかったり、記入もれがありますと専従者としての取扱や扶養控除、障害者、老年者、寡婦勤労学生などいろいろな控除が受けられなくなります。

また申告がおくれたときも同じ取扱いとなります。

申告でわからないことは申告相談所でおきき下さい

市民税、県民税の申告がすべての方に義務すけられ、はじめての申告でもあり、皆さんにはいろいろご不審なこともあろうかと思われますので、税務課ではつぎのとおり申告相談所を設けましたから、ご不審な点はお気軽にご相談下さい

申告相談所日割

○…時間は各会場とも午前九時から午後四時までです。

大袋地区	三月八日	大袋農協
桜井地区	〃 八日	桜井公民館
新方地区	〃 九日	新方旧支所
増林地区	〃 九日	増林農協
大相模地区	〃 十一日	大相模公民館
蒲生地区	〃 十二日	蒲生公民館
出羽地区	〃 十三日	出羽旧支所
荻島地区	〃 十三日	荻島農協
川柳地区	〃 十四日	智泉院
越ケ谷地区	〃 十四日	
大沢地区	〃 十四日	別にお知らせします。

申告書の配布方法は

所得税の確定申告を必要とする方は、税務署から通知が届いていると思いますが、その方には市民税の申告書は配布せず、所得税の確定申告書を提出するときに、その場所で配布いたしますから、お忘れなくお受け取りになり申告して下さい。

なお給与所得者で各会社から市役所に報告があった方には申告書は配布いたしません、またこれらの方は申告しなくてもよいわけです。所得税の確定申告をする方、あるいは会社から市役所に給与支払い報告書の提出があった方以外の人には市民税の申告書が配布されますからお忘れなく三月二十日までに申告して下さい。

申告しないと損

市民税、県民税はすべての方が自主的な申告により、正しい税が賦課されるように規則が変り、ことしの四月から実施されます。

それでは申告をした場合と、申告をしなかった場合ではどのように税額が違ってくるか、つぎの農業所得者、営業所得者、給与所得者について、一例をとって税額を計算してみました。

（農業所得者）

所得額	三九六、二〇〇円
扶養	六人
専従者	二人
社会保険料	五、四一〇円
生命保険料	二、一二五円
税額申告した人	二、七四〇円
申告しない人	一七、一六〇円

（営業所得者）

所得	四一四、八〇〇円
扶養（配偶者有）	四人
専従者	一人
社会保険料	五、六四〇円
生命保険料	二、四一〇円
税額申告した人	七、四一〇円
申告しない人	一六、四五〇円

（給与所得者）

収入	三三一、六〇〇円
扶養	二人
社会保険料	一〇、六七七円
税額 申告した人	二、一五〇円
申告しない人	六、七四〇円

以上のように申告した場合と申告をしなかった場合では税額に大きな違いがありますので、期日までには必ず申告を済せるようにしましょう。

四月から自主納税に

納税組合の推進

市税の自主納税団体は現在二〇五の納税組合が結成されており、市税収納総額の六〇%以上の額を負担され毎年よい成績をあげて市財政に大きな協力をいただいております。しかしまだ納税組合未加入者も多く、特に町部（越ケ谷、大沢）では加入率は総世帯数の約三〇%で二、五〇〇世帯が未加入世帯となっています。

税務課ではこの方々に対して半数近く臨宅徴収を続けてきました。昨年六月市金庫設置が実現しましたので納税の窓口は市役所、埼玉銀行越谷支店、信用金庫越谷支店と三カ所に増加されました。したがって現在まで実施してまいりました臨宅徴収はとりやめることにより自主納税を推進して税務関係のサービスの公平をはかり、また徴税費の節減などを考慮し、昨年十二月から自主納税に切替えました。完全にこれが実施されるのは昭和三十七年度からで現在は準備期間となっております。

税務課では準備の第一段階としてたしました。第二段階として、自主納税が容易にできる納税組合の拡充、越ケ谷、大沢に納税貯蓄組合の設立、自治会、その他既設組合にお願いして相当数の加入申込みをうけております。

ぜひ自主納税の趣旨をご理解いただきまして、地域的に組合を新設したい希望がありましたら、なるべく早く結成されまして、税務課までお届け下さるようお願いいたします。

どんなものに課税されるか

償却資産に固定資産税が

償却資産に対して固定資産税が課されるようになりましたのは、昭和二十五年における地方税法の全面的な改正で、固定資産税の創設が行なわれることになったのです。その芽ばえは船舶税、電柱税、軌道税にみられるものです。

課税されるものは

固定資産の課税客体となる償却資産とは、土地、家屋以外の事業に用いることができる資産でその減価償却額、あるいは減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるものをいいます。

企業が現実に減価償却を主張しない資産であっても、同じ種類の資産が法人税法、または所得税法の規定によって減価償却が認められている場合は課税の対照になります。これと同じ種類の資産で法人税、または所得税を課されない者が所有するものも課税の対照になります。

具体的にはどういうものか

具体的には次のようなものが償却資産の課税客体になるわけです。

（一）❶構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、煙突、給排水設備、やぐら、舗装道路、そのほか土地に定着する土木設備）❷機械および装置（コンベア起動機、原動機、工作機械、動力装置、暖冷房装置など）❸船舶（鋼船、木船、ボートなど）❹車両および運搬具（手押車、トロッコ、自転車、動力運搬車など、ただし自動車税が課税されている自動車、などは除かれます）❺工具器具および備品（切削工具、定盤、書庫、タイプライター、陳列ケース、計算器、理美髪用具、医療機械、机、椅子など）以上のようなものが課税の対象になります。

（二）**建設仮勘定資産**

企業会計上建設仮勘定で経理されている資産でありましても、一月一日（賦課期日）現在で事業に使われている場合、また使われる状態にある場合は固定資産税の課税対象になります。例えば、建設事業が長期にわたり建設すべき資産がばう大である場合などは、有形固定資産の建設による取得に要した費用は建設仮勘定をもって経理しておりますが、建設工事前の場合でも、一月一日現在で、その資産の一部が可動もしくは可動しうる状態にある資産は固定資産税の対象になります。

（三）**簿外資産**

企業会計上簿外資産として取り扱われている資産でありましても、一月一日現在事業に使われている場合は固定資産税の課税対象になります。

（四）**耐用年数が経過した資産**

耐用年数が経過した資産でありましても一月一日（賦課期日）現在で事業のために使われているものは課税客体となります。

①例えば昭和三十年に耐用年数五年、取得価格十万円の資産を取得したと仮定しますと、昭和三十六年には残存価格（取得価格の一割）一万円となるために昭和三十七年においては税務計算上減価償却ができません。その資産が昭和三十七年一月一日（賦課期日）現在において事業のために使われている場合は、残存価格（一万円）に対してひきつづき課税されるものです。

（五）**遊休未可動資産**

遊休未可動資産でありましても一月一日（賦課期日）現在において事業のために使える状態にあるものは固定資産税の課税客体となります。

例えば一時営業不振のために閉鎖している企業が所有している資産も課税客体となります。

（六）**プロパン販売業者のボンベ**

プロパン販売業者がプロパンガスを販売するためのボンベは消費者に単に貸しつけるのみで、後でボンベを回収している場合はボンベは償却資産として課税客体となります。

○…以上償却資産の課税客体について説明いたしましたが、今後越谷市における償却資産の増大が期待されるものと考えられます。と同時に資産の完全なる把握が要求されますので、市民皆さんのご協力をお願いいたします。

市県民税の申告書の種類

市民税に係る申告書の種類は、次の十一種類があります。この十一種類の申告書のうち各個人に配布されます申告書は❷の市県民税申告書か、❿の市県民税簡易申告書で、給与所得者関係は各会社などへ❾の給与支払い報告書を送付いたしました。

したがって他の申告書は、該当する方が直接市役所税務課の窓口で申告書を請求して、該当する事項を申告していただくことになっております。

市民税に係る申告書の種類

①変動所得、臨時所得申告書
②市県民税申告書
③給与所得者用雑損控除、医療費控除申告書
④給与所得者用繰越控除申告書
⑤扶養控除申告書
⑥損失明細書
⑦繰越控除明細書
⑧資産所得合算課税明細書
⑨給与支払報告書
⑩市県民税簡易申告書
⑪所得税の修正確定申告更正、修正損失申告決定に伴う市民税の申告書

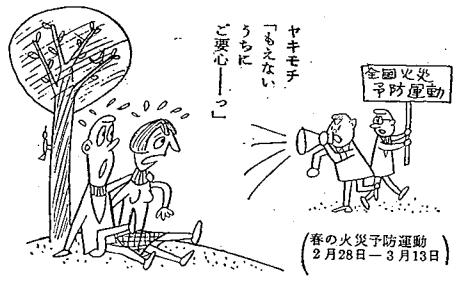

春の火災予防運動
2月28日―3月13日

軽自動車税というもの

譲渡などは14日以内に届出を

自動車税の税率改正が昭和三十六年六月の国会で行なわれ、これにともない市議会でも昨年七月に軽自動車税の税率が一部改正されました。このため軽四輪車、軽三輪車の税率が引き上げられましたがつぎにその範囲や税率、申告などについて記してみましょう。

	税率（年額）
軽四輪（乗用車）	三、〇〇〇円
〃（貨物用）	二、五〇〇円
小型二輪自動車	二、五〇〇円
軽三輪車	二、〇〇〇円
二輪車	一、五〇〇円
農耕作業用	一、〇〇〇円
原動機付自転車	九〇CC～一二五CC 一、〇〇〇円
	五〇CC～八九CC 八〇〇円
	五〇CC以下 五〇〇円

形状、性質用途

②主たる定着場の位置

③納税義務発生の日

③その他必要事項

以上の通りですが申告、標識の交付申請、廃鑑などの手続きは原動機付自転車は市役所税務課で、その他の軽自動車は浦和市の陸運局で取扱っております。

農耕作業用（耕うん機）

軽自動車税を課せられる耕うん機は道路を運行する耕うん機で（牽引車（リヤカー）を有するものは全部をいいます）この種の耕うん機はすべて申告し標識の交付を受けることになっておりますが現在越谷市で課税している耕うん機は五四〇台あまりでその三分の二以上が標識の交付を受けていない現状です。

耕うん機の場合は未申告が多いために随時調査のうえ課税していますが、賦課の公平という立前からも購入された耕うん機はぜひ申告していただきたいものです。

3月1日から20日まで

固定資産課税台帳の縦覧

土地や家屋および償却資産（これらを総称して固定資産税といいます）の税金は、毎年一月一日現在で評価した価格に、税率をかけて算出されますが、この固定資産課税台帳の縦覧がことしも三月一日から二十日までの間市役所税務課で行なわれます。

この台帳価格は昨年と同じ価格で昭和三十八年まで据置かれるわけです。ただし分筆、合筆、地目変換などのあった土地、あるいは新築、増築、改築などの家屋の異動があったものについては、一月一日現在で評価してあります。この評価格についての異議申立ては三月三十日まで受付けることになっておりますが異議の申立による審査の請求は、ことしの一月一日現在で異動のあったものしかできません。みなさんの十分納得のできる納税のためにこの期間中ぜひ一度、自分の固定資産価格をみておきましょう。

なおことしも三月末ごろ各地区で調査を行なう予定ですから皆さんのご協力をお願いいたします。

お願い

県および市から標識の受けた軽自動車を他人に譲る場合は、標識の廃鑑をするか、あるいは名義変更の手続きをして下さい。

その手続きのないかぎり譲渡してしまった車に対して、軽自動車税が課せられ納税の義務が消滅しないことになります。

納税組合長会議開催

昭和三十六年度市税未納分の納税促進を計る目的で納税組合長会議を開催します。

納税組合長会議日程

地区	日時
川柳	二月二十三日 午後一時
荻島	二月二十四日 〃
越ケ谷	二月二十六日 〃
大沢	他の地区は開催済

納税管理人制度について

この制度については地方税法第三百条第三百五十五条並びに市税条例第二十五条、第六十四条にそれぞれ規定されているところでありますがこの制度は市税の納税義務者のうち越谷市に住んでいない人が手軽に納税できるよう当市に住んでいる人がそのものに代って納めていただくものです。

最近土地の売買、家屋の建設等による市外の納税義務者が年々増加しておりますのでこれらの者に納税管理人申告書の提出を求めてありますので当市の方で依頼をうけたときはお引受け下され、市税納付について特段のご協力をお願い致します。

36年度分の

確定農業所得標準決る

確定申告は三月十五日まで

所得税の確定申告期限は三月十五日です。昭和三十六年分の所得税の確定申告の時期がせまりました。それでは農業所得者のために春日部税務署から示された越谷市の農業所得標準は次の通りです。この標準をもとにあなたの所得がどのくらいになるか計算してみるのも一方法です。（不明の点や相談ごとは別掲相談日にご遠慮なくおたずね下さい）当市の農業所得者で前年確定申告をした方は、一二四六人でありましたが、ことしは所得税法の一部改正により申告を必要とする方は五三一人と幾程減少しており、控除額の引上げによるためとはいいながら、農業が曲りかどに来ていることがわかります。

今年から標準区分が変りましたので三十五年分との比較が困難でありますので、税務署で毎年調査している基準地について、どのくらい反当りの所得が増加したか、また減少したか調べてみますと…、一毛田において三十五年分より一三三三円少ない二〇八五八円であり、二毛田では一、三四六円多い五、八一二円です。普通畑では七八五円多い二一、三二九円となっております。

それでは必要経費を差引いた当市の水田、陸田、第二毛作田、普通畑それぞれの反当り所得標準は次の通りです。

（標準外の特別経費として❶役牛馬❷雇人費❸耕うん機❹農用三輪車❺水利組合費❻土地改良費❼農作物被害❽経費とは別に予約売渡数量に対する減税などについても細く掲載しました）

▽単位百円、当市の反当り

区分	一毛田	二毛田	陸田	普通畑
①	一七七	全市	全市	① 三三一
②	一八六	二三三	二三三	② 三三五
③	一七四			③ 三六八
④				④ 三三一

田七、三三〇円、二毛田四、二九四円畑八、六〇二円

必要経費

それでは必要経費はどんな内訳になっているか次に示します。

（単位円）

費目	一毛田	二毛田	普通畑
公租公課	六七〇	六七〇	六七〇
種苗代	二三四	二三四	二三四
肥料代	二・九八五	二・一四〇	二・七七七
雇人費	六六〇	三三三	四〇〇
農具費	四一〇	三六七	四五一
償却費	九二	三七七	九六八
その他	一・六二四	八二	一・六八六
計	七・三六〇	四・二九四	八・六〇二

その他田畑と副業、養鶏所得は

乳牛一頭当り　四九、五六三円

果樹畑梨（成木一反当り）　二八、四七九円

桃（成木一反当り）　二三、七三八円

（単位円）

区分	単位	所得金額
特殊畑		
区分	単位	所得金額
はす田	一反当り	二七、九〇〇
くわい	〃	二五、〇〇〇
梅畑	〃	二三、〇〇〇
あんず畑	〃	一五、〇〇〇
柿畑		一二、〇〇〇
温室	一坪	二、五〇〇
フレーム	〃	一、五〇〇
いちご畑	一反	上四八、三〇〇
		中三四、〇〇〇
		下二〇、〇〇〇
いちご田	〃	上四九、〇〇〇
		中三四、九〇〇
		下二〇、三〇〇
花世畑	〃	五〇、〇〇〇

❷ 副業

（単位円）

区分	単位	所得金額
乳牛仔牛（めす）	一頭	二、七〇〇
肉用豚	一頭	二、八〇〇
養豚	二産	四二、二〇〇
仔豚	一頭	二、三〇〇
めん羊	〃	四六〇
養峰	一群	一、七〇〇
山羊	一頭	二、三〇〇
むしろ（農業用）	一枚	六五
〃（荷造用）	〃	一七
かます	〃	三〇
政府買入米麦俵	一俵	一〇六
わら縄	一〇㌔	五七
養鶏羽数	一羽当り	所得金額
三〇〇羽まで一九〇円		
三〇一羽以上二八〇円		八七、〇〇〇
三〇一羽以上二八〇円		—

養鶏所得の計算は階級ごとの所得（一羽当り）に羽数を乗じた金額を累積して算出します。

○…標準の特別経費（単位円）

（イ）役牛馬関係

牛	一頭当り	一七、四〇〇円
馬	〃	二〇、二〇〇円

▽牛馬飼育頭数が二頭以上の場合にあっては一頭目は一〇〇%、二頭目は控除額（一頭当り）の金額の九〇%とする。

▽耕うん機を所有する農家についての牛馬費の控除額は、控除額の一頭当たりの金額を控除する（牛馬を実際に農耕に使用した場合に限る）

（ロ）耕うん機

実際に使用した耕うん実面積一反当たり大型六八〇円、中型五八〇円、小型四八〇円を一般経費として控除します。

○…減価償却費の控除は取得価格を確認のうえ償却年割額を控除します。

（三）三輪車

実際に農耕に使用した場合はつぎの金額を控除します。

耕作面積	控除額
一〇〇畝～一五〇畝未満	八、〇〇〇円
一五〇畝～二〇〇畝〃	一〇、〇〇〇円
二〇〇畝以上	一三、〇〇〇円

○…その他の控除

その他水利費、土地改良費、雇人費、米穀売渡数量に対する減税、農作物の被害減算について控除されます。

農業所得者 確定申告指導日程

○…農業所得者確定申告指導の日程は次の通りです。

○…各会場とも午前九時三十分から午後四時までです。

二月二十七日
蒲生、川柳地区…蒲生公民館
増林地区…増林農協
新方、桜井地区…新方農協

二月二十八日
県税事務所
大相模地区
出羽地区
荻島地区
大袋地区
大沢地区
越ケ谷地区

確定申告納税相談日程

○…営業（青、白）庶業

第一次指導日
三月　一日　越谷市立体育館
〃　二日　〃
〃　五日　〃
〃　六日　〃
〃　七日　〃
〃　八日　越谷県税事務所

第二次指導日
三月　九日　越谷県税事務所
〃　十二日　〃
〃　十三日　〃
〃　十四日　〃

◎青色申告者のうち青色申告会が申告指導をする者
三月　三日　越谷市体育館

○…農業者
三月二十七日　蒲生公民館、蒲生川柳
〃　増林農協、増林
〃　新方支所、桜井、新方
〃　二十八日　越谷県税事務所（大袋、荻島、出羽、大相模、大沢、越ケ谷）

確定申告の相談

納税者のみなさんの便利を図るために確定申告の相談日を二月二十七日から行なうことになりました。

本年は所得税の確定申告をされる方は、お済みになりましたら、その場で市県民税の申告書を出していただくように準備してお待ちしております。

未納の方には催告書を発送

二月十日から二月十五日までに昭和三十六年度一般市税（市県民税固定資産税、軽自動車税）の未納分について催告書を発送いたしました。

こしがや広報などでご承知のこと

国民健康保険のはなし

私たちの健康を守る

重い医療費を保険のしくみで解決

私たちはだれでもいがけない病気やけがのため苦しむことがないとも、い切れません。こうした目に見えない不安やまた不時の出費として最も負担の重い医療費を、保険の仕組で軽くし、みんなの力で解決していこうというのが国民健康保険です。

国保の目的

越谷市国民健康保険でも、被保険者が病気やけがで、お医者さんの治療を受けた場合にはその費用の五割（世帯主の結核や精神病の場合は七割）を療養給付費として、お医者に支払っております。

そのほか被保険者がお産をした場合は一千円、被保険者が死亡された場合は二千円差し上げています。このように病気やけがの場合の療養給付のほかに、市民皆さんが病気にならないようにすることも保険事業の重要な目的の一つであります。

保険課には健民係として六人の保健婦と、栄養士一人がおり保健所や市の衛生課と協力し、伝染病の予防、結核在宅患者の指導、乳幼児の健康相談、病人に対する栄養の指導、姙産婦の保健指導などをやっております。

また今まで不治の病として最も恐れられていた日本人に特に多い胃ガンの検診（レントゲンおよび胃カメラによるもの）子宮ガンの検診などを実施し、市民の健康保持に努力をつづけております。

療養給付費はふえる一方

三十六年度の国保の財政事情をみると…。ことしの保険給付は昨年度（三五年度）より五百七十二万六千円増加し、二二・五%上昇しております。

これら増加した主な原因は、年々ふえてゆく自然増のほかに、三十六年七月行なわれた点数の改正、十月から実施されました世帯主の結核、精神病に対する七割の給付さらに十二月から持殊医療に対する値上げなどによるものです。これに比し、保険税は平均一世帯当たり一〇・七%程度の引き上げ止め、被保険者の負担をできるだけ軽くして運営の向上を図ろうとしました。しかし予想されなかった再三にわたる医療費の値上げにより、みなさんから納めていただく保険税を百%完納していただき、さらに国庫補助金を加えても、本年度の国保会計はトントンという状態です。

保険の給付状況は

ご参考までに一月末日現在の保険給付費支払済額の一覧表をご覧下さい。このうち療養給付費と療養費は四月から十一月分（八カ月分）までの数字です。

36年度国保予算のあらまし

三六年度国民健康保険の予算総額は四千二百二十七万五千円です。グラフを見ればおわかりの通り歳入では保険税が全体の半分をしめ、これに次いで国庫補助金が三六%、一般会計と準備金の繰り入れなどです。

出るお金

一方歳出では医師に支払う療養給付費、あるいは一時金額支払ってきた被保険者に支払う療養給付費、助産費、葬祭費などを合計した保険給付費が七三%以上しめております。残りが保健婦の活動費や納税組合に交付する報償費などです。

入るお金

保険税の収納率は平均八〇%

最低九七%を目標に

保険税は被保険者の負担によるものですが、国保にとっても重要な自己財源にもなっております。本年度の保険税の調定額は一月末日現在で二千百三十二万七千円で収納見込み額を九七%の二千七十万円を目標に職員全員収納率の向上に努力しております。本年度保険税収納実績は第二表の通りです。

と思いますが、昭和三十六年度市税歳入予算は調定額の九八%の額を計上してあります。催告書発送当時の収納率は九〇%でありますので、今後八%税額にして八、三〇〇、〇〇〇円の収納を予定しておるわけであります。この金額の収納が達成されなかった場合には才入の欠陥を来し、従って現在実施中である種々の事業に対して中止、または翌年度へ繰越すような事態が発生することとなりますので、納税者のみなさんにはよろしく、ご理解をいただき、ご協力をお願いいたす次第です。

税務課としては、二月下旬から各納税組合を訪問して側面的に納税組合の成績の向上に協力してまいります。四月以降の未納者に対しましては、税務課徴収係をあげて臨宅徴収を実施してまいります。そうして五月会計閉鎖期までには必ず九八%以上の徴収率を確保する決意をもって進むわけでありますので、この間情況により止むを得ず、滞納処分を実施することとなるやもしれません。催告書を受けた皆さんには、事情の許す限り卒先、各納税組合、または市金庫収納代理店を通じて、なるべく早く納税されますようお願いいたします。

（注）納税してあって催告書が来た場合、行違いであると思いますのでご了承下さい。

所得税法が一部変り

控除額が多くなりました

所得税法の一部が改正され、控除項目が変り、控除額が次の通り多くなりました。

1、扶養控除対象・配偶者が新しく設けられました。

配偶者控除額は九万円

扶養控除額が増額になりました。

年令十五才以上一人に付五万円

同十五才未満三万円

2、白色申告者にも専従者控除が認められることになりました。

専従者（十五才以上の者）一人に付き最高七万円まで。

3、青色申告者の専従者給与額の控除額が引上げられました。

年令二十五才以上、十二万円まで、同二十五才未満、九万円まで。

4、給与所得、退職所得の控除方法が改正され控除額が増加されました。

5、税率がかんわされました。

以上の点について改正が行なわれたものです。

農業所得標準 区分が変わりました

農業所得の標準区分が変わりました。これは農産物の反当収穫量が技術の向上と肥培管理の徹底によりその差が少なくなって来た傾向にあること、これまでの標準が極めて少額の差異についてまで区分していること、また統計資料が旧町村から新市町村に切り替えられてきているなどの理由により統合し簡素化されましたので越谷市の新標準区分は次の通りです。

したがって三十六年分の所得は新しい区分によって計算されます。

水稲

1…新方①②越ケ谷①大沢①蒲生①大相模①増林、桜井、大袋

2…越ケ谷②③大沢②③出羽①②蒲生②荻島①大相模②

3…越ケ谷④新方③川柳、蒲生③荻島②③出羽③④大相模③

田裏作

1…（越ケ谷、大沢、出羽、蒲生、大相模、増林、川柳）（荻島（新方、桜井、大袋）

普通畑

1…（蒲生、増林、大相模、川柳）

2…（越ケ谷、大沢、新方）

3…（出羽、桜井）

4…（荻島、大袋）

第1表　昭和36年度地区別保険給付状況　（1月末現在）

種別 / 地区名	療養給付（4～11） 件数	日数	点数	支払額	療養費（4～11） 件数	日数	点数	支払額
桜井	3,138	11,643	257,793.1	1,274,743	60	329	4,198.7	21,159
新方	2,199	7,977	177,311.9	891,773	11	117	4,354.5	21,907
増林	3,957	14,862	405,612.3	2,019,454	12	98	4,953.3	25,475
大袋	3,923	15,013	360,183.7	1,745,022	111	851	23,691.4	121,570
荻島	2,937	11,762	273,004.8	1,352,933	125	841	9,844.2	49,502
出羽	3,356	13,739	309,014.0	1,524,399	40	702	20,525.4	104,256
蒲生	4,380	18,696	420,600.1	2,067,848	30	754	31,374.9	159,916
大相模	1,244	4,419	111,753.8	558,193	14	257	10,048.1	50,645
川柳	3,495	13,972	339,226.9	1,667,376	9	129	2,785.1	14,369
越ケ谷	5,576	24,162	491,138.5	2,419,192	42	1,006	41,507.6	210,848
大沢	5,587	21,103	433,933.3	2,113,852	45	662	21,843.7	110,483
計	39,792	157,348	3,579,572.4	17,634,785	499	5,746	175,126.9	890,130

種別 / 地区名	助産費 件数	支払額	葬祭費 件数	支払額	合計
桜井	31	31,000	20	40,000	1,366,902
新方	25	25,000	22	44,000	982,680
増林	57	57,000	30	60,000	2,161,929
大袋	41	41,000	23	46,000	1,953,592
荻島	50	50,000	22	44,000	1,496,435
出羽	51	51,000	26	52,000	1,731,655
蒲生	50	50,000	25	50,000	2,327,764
大相模	10	10,000	9	18,000	636,838
川柳	40	40,000	29	58,000	1,779,745
越ケ谷	44	44,000	28	56,000	2,730,040
大沢	31	31,000	23	46,000	2,301,335
計	430	430,000	257	514,000	19,468,915

第2表　昭和36年度保険税収納実績表　（37.1.31現在）

地区名	調定額	収納額	未納額	収納率
桜井	1,660,783	1,204,946	455,837	72.55
新方	1,328,400	1,058,670	26,970	79.69
増林	2,711,157	2,335,761	375,396	86.15
大袋	1,990,450	1,698,487	291,963	85.33
荻島	1,735,062	1,533,584	201,478	88.38
出羽	2,041,687	1,484,163	557,524	72.69
蒲生	2,156,200	1,849,458	306,742	85.77
大相模	651,801	499,780	152,021	76.67
川柳	2,165,116	1,949,498	215,618	90.04
越ケ谷	2,790,345	2,157,961	632,384	77.33
大沢	2,096,232	1,314,638	781,594	62.71
計	21,327,233	17,086,946	4,240,287	80.11
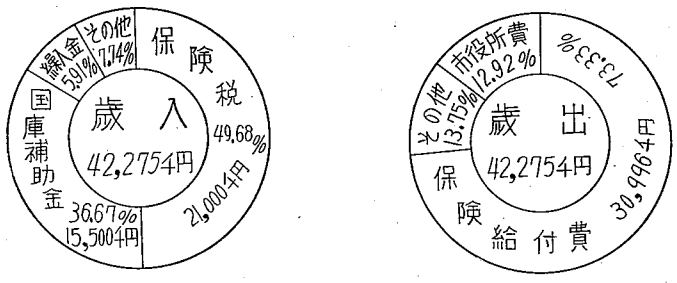
第3図　36年度予算のあらまし